

住みたい岩手の家づくり促進事業助成金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、自ら居住するための一定の条件を満たした住宅を新築する者若しくは既存住宅をリフォームする者に対し、予算の範囲内で助成を行い、もって良質な住宅ストックの形成及び県産材の利用拡大を図ることを目的とする。

本助成金の交付にあたっては、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新築 住宅を新たに建設又は戸建建売住宅（建売を前提に建築され、一度も登記されたことない住宅）を購入することをいう。
- (2) リフォーム 既存の住宅の一部を改修することをいう。（既存の住宅に増築すること、又は既存の住宅の一部を解体し造り替えることを含む。）
- (3) ZEH+水準 評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)に定める断熱等性能等級6以上（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）を満たす水準をいう。
- (4) 省エネ基準 評価方法基準に定める断熱等性能等級4以上（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）を満たす基準をいう。
- (5) 県産材 次のいずれかをいう。
 - イ 岩手県産材認証推進協議会が実施する「県産材」の产地証明制度により、「県産材」として証明されたもの。
 - ロ その他知事が認めるもの。

- (6) バリアフリー基準 評価方法基準第5の9の9-1(3)の等級3の基準又は評価方法基準第5の9の9-1(4)の等級3の基準をいう。
- (7) 耐震基準 次のイ又はロのいずれかの基準をいう。
 - イ 昭和56年6月1日以降に確認済証の交付を受けて着工していること。
 - ロ 岩手県木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱（平成20年4月10日建住第45号）第2(3)アにおける判定値が、工事の完了までに1.0以上となること。

- (8) いわて木づかい住宅普及促進事業 岩手県木材産業協同組合が実施する、住宅の新築及びリフォームに対する補助事業をいう。

(助成対象者)

第3 助成金の交付対象は、県内に自ら居住するため、いわて木づかい住宅普及促進事業の補助を受けて住宅の新築又はリフォームを行う者とする。

2 建物の所有者の名義が共有である場合については、共有者のうち1人に助成金を交付する。

(助成対象住宅及び対象工事)

第4 助成金の対象となる新築住宅及びリフォーム工事は、次の各号のいずれかに該当する住宅又は工事とする。

- (1) 新築する住宅にあっては、次に掲げるすべてに該当するものであること。
 - イ 木造住宅であること。
 - ロ 一戸建て住宅（二世帯住宅、併用住宅を含む。）であること。

- ハ ZEH+水準又はバリアフリー基準を満たすこと。
 - ニ 県産材を住宅の用に供する構造材等の部分において10立方メートル又は住宅の用に供する仕上材等の部分に20平方メートル以上使用すること。
 - ホ 第7の規定に基づく助成金の交付決定を受けた年度の4月1日以降に着工し、同一年度の3月15日までに工事が完了するもの。
 - ヘ 住宅を新たに建設する場合は、県内に本店を置く建築業者が施工し、戸建建売住宅を購入する場合は、県内に本店を置く建築業者が施工及び販売（施工と販売は同一業者であることは問わない）するものであること。
- (2) リフォーム工事にあっては、次に掲げるすべてに該当するものであること。
- イ リフォームを行う住宅について、当該住宅の着工時点（増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替え若しくは用途の変更をしている場合は、その工事着工又は用途の変更時点）における建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定される建築基準関係規定に適合していること。
 - ロ リフォームを行う住宅について、耐震基準を満たすこと。（リフォーム後に耐震基準を満たすものを含む。）
 - ハ リフォームを行う住宅について、省エネ基準又はバリアフリー基準を満たすこと。（リフォーム後に省エネ基準又はバリアフリー基準を満たすものを含む。）
 - ニ 県産材を住宅の用に供する構造材等の部分において10立方メートル又は住宅の用に供する仕上材の部分に20平方メートル以上使用すること。
 - ホ 第7の規定に基づく助成金の交付決定を受けた年度の4月1日以降に着工し、同一年度の3月15日までに工事が完了するもの。
 - ヘ 県内に本店を置く建築業者が施工すること。

(助成金の額)

第5 助成金は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 住宅を新築する者にあっては、次に掲げる額を合計した額とする。
 - イ 10万円（ZEH+水準に適合していることの証明を取得した場合）
 - ロ 10万円（バリアフリー基準に適合していることの証明を取得した場合）
- (2) 住宅をリフォームする者にあっては、次に掲げる額を合計した額とする。
 - イ 10万円（省エネ基準に適合していることの証明を取得した場合）
 - ロ 10万円（バリアフリー基準に適合していることの証明を取得した場合）

(助成金交付申請)

第6 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅を新築する場合にあっては、住みたい岩手の家づくり促進事業助成金（新築）交付申請書（様式第1－1号）に、住宅をリフォームする場合にあっては、住みたい岩手の家づくり促進事業助成金（リフォーム）交付申請書（様式第1－2号）に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添付し、別に定める申請先に提出しなければならない。

- (1) 住宅を新築する場合
 - イ 助成対象住宅に係るいわて木づかい住宅普及促進事業補助金（新築）交付申請書一式の写し
 - ロ 誓約書（様式第2－1号）
 - ハ 第5(1)のイの助成金の交付を受けようとする場合は、知事が別に定める、ZEH+水準を満たしていることを証する書類
 - ニ 第5(1)のロの助成金の交付を受けようとする場合は、知事が別に定める、バリアフリー基準を満たしていることを証する書類

ホ その他知事が必要と認める書類

(2) 住宅のリフォームをする場合

イ 助成対象住宅に係るいわて木づかい住宅普及促進事業補助金（リフォーム）交付申

請書一式の写し

ロ 知事が別に定める、耐震基準を満たすことを証する書類

ハ 誓約書（様式第2-2号）

ニ 第5(2)のイの助成金の交付を受けようとする場合は、知事が別に定める、省エネ基準を満たしていることを証する書類

ホ 第5(2)ロの助成金の交付を受けようとする場合は、知事が別に定める、バリアフリー基準を満たしていることを証する書類

ヘ その他知事が必要と認める書類

（助成金の交付決定）

第7 知事は、第6に規定する各交付申請書を別に定める申請先を経由して受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付を認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。
（助成金交付申請の取下げ）

第8 申請者は、第7の通知を受けた場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、助成金に係る交付の決定はなかったものとみなす。

（申請内容の変更）

第9 申請者は、第6に規定する各交付申請書の内容に変更があった場合は、住みたい岩手の家づくり促進事業変更承認申請書（様式第3号）により、速やかに別に定める申請先に申請しなければならない。ただし、知事が定める軽微な内容の変更の場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の申請を別に定める申請先を経由して受理したときは、その内容を審査し、適正と認められる場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

（助成金対象住宅の実績報告）

第10 申請者は、助成金の対象となる新築等の住宅が完成したときは、新築等工事完了報告書（様式第4-1号）、リフォーム工事が完了したときは、リフォーム工事完了報告書（様式第4-2号）に、それぞれ次の各号に掲げる書類を添付し、すみやかに別に定める申請先に提出しなければならない。

(1) 住宅を新築した場合

イ いわて木づかい住宅普及促進事業工事完了報告書（新築）一式の写し

ロ 助成金請求書（様式第5号）

ハ その他知事が必要と認める書類

(2) 住宅をリフォームした場合

イ いわて木づかい住宅普及促進事業工事完了報告書（リフォーム）一式の写し

ロ 助成金請求書（様式第5号）

ハ その他知事が必要と認める書類

第11 知事は、別に定める申請先を経由して、申請者から第10に規定する各工事完了報告書の提出があったときは、助成金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

（助成金の支払い）

第12 助成金の支払いは、第10に規定する各工事完了報告書の提出を受け、第11に規定する

助成金の額の確定後、行うものとする。

(是正のための措置)

第13 知事は、第10に規定する各工事完了報告書の提出を受けた場合において、報告書類の審査又は必要に応じて行う現地調査等により、対象住宅及び対象工事が第4に規定する要件に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置をとるべきことを申請者に對して求めることができる。

(助成金交付対象者等の決定の取消し及び返還)

第14 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が支給されている場合は期限を定めて返還を命ずることができるものとする。

- (1) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき
- (2) 第13の規定に基づく措置をとらなかったとき
- (3) 第4の規定に基づく助成対象住宅及び対象工事に適合しないことが明らかとなつたとき
- (4) その他知事が不適当と認めたとき

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月25日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、前項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則

この要綱は、平成27年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年10月2日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

様式第1-1号（第6関係）

住みたい岩手の家づくり促進事業
助成金（新築）交付申請書

年 月 日

岩手県知事 様

〒
申請者 住所
氏名
(電話番号)

次のとおり住みたい岩手の家づくり促進事業助成金の交付を受けたいので、住みたい岩手の家づくり促進事業助成金交付要綱第6の規定に基づき申請します。

住宅の概要	建築場所				
	構造・階数・工法	・			
	ZEH+水準への適合状況	適	・	否	
	バリアフリー基準への適合状況	適	・	否	
	県産材使用状況	構造材等	m^3	$\geq 10 m^3$	
		仕上材等	m^2	$\geq 20 m^2$	
	延べ床面積	全体	住宅部分	うち、車庫・物置等 m^2	
	着工（予定）年月日	年 月 日	完成（予定）年月日	年 月 日	
	建築業者名				
建築業者住所 (本店所在地)				(電話番号)	

※1 いずれか該当するものに○をつけてください。

※県受付欄	※助成金交付決定額 円
-------	----------------

様式第1 - 2号（第6関係）

住みたい岩手の家づくり促進事業
助成金（リフォーム）交付申請書

年 月 日

岩手県知事 様

〒
申請者 住所
氏名
(電話番号)

次のとおり住みたい岩手の家づくり促進事業助成金の交付を受けたいので、住みたい岩手の家づくり促進事業助成金交付要綱第6の規定に基づき申請します。

住宅及びリフォームの概要	所在地			
	構造・階数	・		
	基準への適合状況	耐震性能	<input type="checkbox"/> リフォーム前から適合 <input type="checkbox"/> リフォームにより適合	
		省エネ性能	<input type="checkbox"/> リフォーム前に証明取得済 <input type="checkbox"/> リフォームに併せ証明取得	
		バリアフリー性能	<input type="checkbox"/> リフォーム前に証明取得済 <input type="checkbox"/> リフォームに併せ証明取得	
	県産材使用状況	構造材等	m^3	$\geq 10\ m^3$
		仕上材等	m^2	$\geq 20\ m^2$
	着工(予定)年月日	年 月 日	完成(予定)年月日	年 月 日
	施工業者名			
施工業者住所 (本店所在地)			(電話番号)	

※県受付欄	※助成金交付決定額 円
-------	----------------

様式第2-1号（第6関係）

住みたい岩手の家づくり促進事業に関する誓約書（新築）

私は、住みたい岩手の家づくり促進事業助成金の交付申請にあたり、次の条件を遵守し、住宅を新築するものであることを誓約します。

1. 自らが居住するための住宅であること。
2. 新築する住宅は木造とすること。
3. ZEH+水準又はバリアフリー基準を満たすこと。
4. 住宅に使用する木材について、県産材を構造材等に10m³又は仕上材等に20m²以上使用すること。

年　　月　　日

【申請者】住所 :

氏名 : 印

【建築業者】住所 :

(本店所在地 :)

名称 :

代表者氏名 : 印

様式第2-2号（第6関係）

住みたい岩手の家づくり促進事業に関する誓約書（リフォーム）

私は、住みたい岩手の家づくり促進事業助成金の交付申請にあたり、次の条件を遵守し、住宅をリフォームするものであることを誓約します。

1. リフォームする住宅（住戸）は、自らが居住するためのものであること。
2. リフォームする住宅（住戸）は、建築基準関係規定（既存不適格部分を除く。）に適合していること。
3. リフォームする住宅は、耐震基準を満たしていること。（リフォーム後に耐震基準を満たすものを含む。）
4. 省エネ基準又はバリアフリー基準を満たすこと。（リフォーム後に省エネ基準又はバリアフリー基準を満たすものを含む。）
5. リフォーム工事に使用する木材について、構造材等に 10 m³又は仕上材等に 20 m²以上使用すること。

年　　月　　日

【申請者】 住所 :

氏名 : 印

【施工業者】 住所 :

(本店所在地 :)

名称 :

代表者氏名 : 印

様式第3号（第9関係）

年　月　日

岩手県知事様

〒
住所
氏名

住みたい岩手の家づくり促進事業変更承認申請書

年　月　日付け 第 号で交付決定のあった、住みたい岩手の家づくり促進事業について、次のとおり変更したいので、住みたい岩手の家づくり促進事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第9の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

交付申請から変更となった書類を添付すること。

様式第4-1号（第10関係）

住みたい岩手の家づくり促進事業
工事完了報告書（新築）

年 月 日

岩手県知事 様

〒
申請者 住所
氏名
(電話番号)

次のとおり住宅建設が完了したので、住みたい岩手の家づくり促進事業助成金交付要綱第10の規定に基づき提出します。

助成金交付決定年月日及び番号		年 月 日 岩手県指令 第 - 号		
住宅の概要	建築場所			
	構造・階数・工法	・		
	ZEH+水準への適合状況	適 ・ 否		※1
	バリアフリー基準への適合状況	適 ・ 否		
	県産材使用状況	構造材等	m^3	$\geq 10 m^3$
		仕上材等	m^2	$\geq 20 m^2$
	延べ床面積	全体	住宅部分	m^2 うち、車庫・物置等 m^2
		m^2	m^2	
	着工年月日	年 月 日	事業完了年月日	年 月 日
建築業者名				
建築業者住所 (本店所在地)			(電話番号)	

※1 いずれか該当するものに○をつけてください。

※県受付欄	※助成金交付決定額 円
-------	----------------

様式第4 - 2号（第10関係）

住みたい岩手の家づくり促進事業
工事完了報告書（リフォーム）

年 月 日

岩手県知事 様

〒
申請者 住所
氏名
(電話番号)

次のとおり住みたい岩手の家づくり促進事業助成金の交付を受けたいので、住みたい岩手の家づくり促進事業助成金交付要綱第10の規定に基づき提出します。

助成金交付決定年月日及び番号		年 月 日 岩手県指令 第 - 号		
住宅及びリフォームの概要	所在地			
	構造・階数	・		
	基準への適合状況	耐震性能	<input type="checkbox"/> リフォーム前から適合 <input type="checkbox"/> リフォームにより適合	
		省エネ性能	<input type="checkbox"/> リフォーム前に証明取得済 <input type="checkbox"/> リフォームに併せ証明取得	
		バリアフリー性能	<input type="checkbox"/> リフォーム前に証明取得済 <input type="checkbox"/> リフォームに併せ証明取得	
	県産材使用状況	構造材等	m^3	$\geq 10 m^3$
		仕上材等	m^2	$\geq 20 m^2$
	着工年月日	年 月 日	完成年月日	年 月 日
	施工業者名			
施工業者住所 (本店所在地)			(電話番号)	

※県受付欄	※助成金交付決定額 円
-------	----------------

様式第5号（第10関係）

年　月　日

岩手県知事 様

〒
住 所
氏 名

住みたい岩手の家づくり促進事業助成金請求書

年　月　日付け岩手県指令 第　号で交付決定の通知があった、住みたい岩手の家づくり促進事業助成金について、次のとおり請求します。

助成金交付決定額	金	円
助成金請求額	金	円
振込先	金融機関名	
	支店名	
	振込口座	種別
	口座名義人	番号
	(ひらがな)	

★ 口座番号等の確認のため、通帳の写しを添付してください。

※県受付欄	※確認欄
	適　・　否